建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成28年７月８日
関東地方整備局長　大西　　亘
１　処分をした年月日　平成28年６月10日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　エフコム株式会社　町野　武重　東京都港区浜松町１―27―16　国土交通大臣許可（般・特―23）第15654号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（鋼構造物工事業に関する一般建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成28年５月17日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成28年７月８日
関東地方整備局長　大西　　亘
１　処分をした年月日　平成28年６月10日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　第一実業株式会社　山片　康司　東京都千代田区神田駿河台４－６　国土交通大臣許可（般・特―26）第5328号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（管工事業に関する特定建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成28年５月17日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成28年７月８日
関東地方整備局長　大西　　亘
１　処分をした年月日　平成28年６月10日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　トピー工業株式会社　藤井　康雄　東京都品川区大崎１－２－２　国土交通大臣許可（特―27）第4544号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、とび・土工工事業及び鋼構造物工事業に関する特定建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成28年５月19日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成28年７月８日
関東地方整備局長　大西　　亘
１　処分をした年月日　平成28年６月10日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　常磐興産株式会社　井上　直美　東京都中央区東日本橋３－７―19　国土交通大臣許可（般―25）第20320号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（大工工事業に関する一般建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成28年５月20日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成28年７月８日
関東地方整備局長　大西　　亘
１　処分をした年月日　平成28年６月10日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社ミルックス　倉　　良廣　東京都中央区日本橋３―12―２　国土交通大臣許可（般・特―27）第4876号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、電気工事業、管工事業、ほ装工事業、造園工事業及び消防施設工事業に関する一般建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成28年５月23日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成28年７月８日
関東地方整備局長　大西　　亘
１　処分をした年月日　平成28年６月10日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社デンカリノテック　宇田川秀行　東京都中央区日本橋室町２－１－１　国土交通大臣許可（特―23）第19437号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業、大工工事業、左官工事業、電気工事業、鉄筋工事業及び防水工事業に関する特定建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成28年５月23日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成28年７月８日
関東地方整備局長　大西　　亘
１　処分をした年月日　平成28年６月10日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社日本ビルテクノス　迫野　　翼　東京都文京区根津１－４－６　国土交通大臣許可（般・特―23）第19729号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（鋼構造物工事業に関する一般建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成28年５月23日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成28年７月８日
関東地方整備局長　大西　　亘
１　処分をした年月日　平成28年６月10日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　千代田伝装株式会社　金山　輝章　東京都渋谷区元代々木町33―８　国土交通大臣許可（般―27）第25849号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気工事業に関する一般建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成28年５月23日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２８年（フ）第５９６号
東京都青梅市新町４丁目３番地の７グレースマンションフジ103
債務者　伊藤　涼子
１　決定年月日時　平成28年６月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大山　晃平
４　破産債権の届出期間　平成28年７月28日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年８月30日午後２時
６　免責意見申述期間　平成28年８月30日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第２６号
栃木県那須郡那須町大字高久乙3372番地５
債務者　向山工業所こと　向山　重雄
１　決定年月日時　平成28年６月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　木野　　直
４　破産債権の届出期間　平成28年７月27日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年９月１日午前10時30分
６　免責意見申述期間　平成28年８月31日まで
宇都宮地方裁判所大田原支部